

第4回伊予市男女共同参画基本計画策定審議会 会議録

日時：平成28年11月24日（木）14時～16時

場所：さざなみ館 第2研修室

【次第】

開会

1. 議事

計画素案について

2. その他

閉会

【出席者】

審議会委員：亀岡マリ子、小西千鶴子、酒井幸江、山口節子、山先芳輝、渡邊千佳子、浅山貢
下岡裕基 以上8人（欠席：池田登貴、菅香織）

事務局：総務課（坪内圭也、向井功征、池富隆博、相原知奈実）

【内容】

事務局：それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回伊予市男女共同参画基本計画策定審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、今回の資料の確認をいたします。事前にお送りした次第、第3回会議録、それから資料の第2次伊予市男女共同参画基本計画素案、そして、机にあります12月のカレンダーです。ない方はいらっしゃいませんか。

それでは、前回の審議会の振り返りをいたします。事前にお送りいたしました第3回審議会の会議録をごらんください。前回の審議会では、男女共同参画に関する市民アンケートの結果について、重点目標ごとに皆さんから自由意見をいただきました。前回の会議録の発言内容や趣旨に訂正がございましたら事務局に伝えてください。

それでは、今回の審議会の議事に進みたいと思います。なお、本日の審議会の傍聴希望はありませんでしたので、ご報告をいたします。それでは、亀岡会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長：改めまして、皆さんこんにちは。それでは、本日も多分、時間がかかることと思いますので、早速議事に入りたいと思います。皆さんのお手元に、事前に送っていただきました素案の目次をごらんください。この目次に沿って、項目ごとに事務局にまず説

明をいただいて、その後、皆さんから自由意見をいただくという形で進めていきたい
と思います。

では、早速ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局：では、説明させていただきます。まず、1、計画策定の趣旨では、伊予市男女共同参
画計画の期間が今年度末をもって満了となることから、第2次伊予市男女共同参画基
本計画を策定すること、またこの第2次計画は、国が平成27年に策定した女性活躍推
進法で定める本市の女性活躍推進計画を含め、一体的に整備していることを記載して
おります。

次の、2、計画の背景では、1ページから4ページまで、世界や日本、愛媛県、伊予
市の男女共同参画における動きを記載しています。

4ページをごらんください。伊予市民及び市内事業所の意識では、本計画の策定にあ
たり伊予市民や市内事業所の意識を知るため、今年9月に伊予市民や市内事業所を対
象に実施した男女共同参画に関する市民アンケートについて記載しています。

6ページをごらんください。3、計画の性格では、本計画は、第2次伊予市総合計画
や国の男女共同参画基本計画、愛媛県男女共同参画計画に基づくものであり、市民ア
ンケートの結果を参考に本審議会で審議した内容をもとにしたものであるということ
を記載しております。また、本計画は、DV防止法に基づく本市の基本計画という位
置づけであり、女性活躍推進法に基づく本市の女性活躍推進計画という位置づけでも
あることを記載しております。

そして、4、計画の期間では、平成29年度から平成38年度までの10年間であること、
社会情勢や計画の進捗状況等に応じ、適宜見直しを行うことを記載してあります。

以上です。

議長：ありがとうございました。ここで、計画の策定にあたっての1ページから6ページま
でをひとまとめにしていますが、ご意見ございませんか。なお、ご意見をいただく
ときには事務局の方がマイクを持っていきますので、マイクを通してお願いします。

あと、今、説明があったように、この計画は男女共同参画基本計画なんですけど、その
中にDV防止の基本計画、あるいは女性活躍推進計画も含めての計画であるというこ
とですね。それらを踏まえてご意見をいただければと思いますがいかがでしょう。

委員：6ページの最後の4番の計画期間のところなんですけど、県でもどこの計画でも、この
資料の期間というのが10年間という長い期間のサイクルになっているので、今までは
それでもよかったんですけど、これから高齢者の方たちが一遍に退職とかされた場合に
後の方たちが困るのではないかと、5年サイクルかその期間をもう少し短くし
て、次へ伝達をしていった方がいいといつも思っています。

議長：今のご意見ですが、計画が一応、国、内閣府は5年ですよ。県は10年で、あと中間

の5年で見直しを図る、中間改定を図っていくという形にしています。伊予市も、先ほどお話がありましたように10年という区切りにはしているのだけれども、社会情勢の変化とか進捗状況等を見ながら中間的にその都度見直していくということなんですよ。

事務局：そうですね。具体的な内容、施策に関しましては、これから来年度に策定する予定の実施計画で定めようと考えています。その実施計画の期間を5年置きぐらいに見直して更新するというのでその社会情勢の変化に適宜対応していこうと考えています。

議長：この実施計画というのは、具体的な施策を来年度つくるといえることですかね。

事務局：若干ちょっと補足説明をさせていただきます。今年の4月から、伊予市の第2次総合計画が策定され、スタートしております。この総合計画の構成の中にも、確かに10年間としているんですけれども、委員さんが言われたとおり、この構成では5年ごとで前期と後期に分け、まず5年間やって、あと残りを5年間とするということで、これに基づいて実施計画が策定されていくものと考えています。これに合わせた形でこの計画案に同様の5年スパンでの10年間ということを明記することが必要であれば、そのようにいたします。

議長：では、ここへ5年ごとの見直しを図るということを明記しておくのは可能ということですね。いかがでしょうか。今の件、そのように明記してもらおうという形で進めるといふことでよろしいのでしょうか。皆さんご賛同があるようでしたら。

〔「異議なし」との声あり〕

議長：皆さん、うなずいてくださっていますので、そういうことでよろしく申し上げます。

委員：ありがとうございます。

議長：それから、語句なんですけれども、1ページの2番、計画の背景というのがあるんですけど、県とか他市町では「計画策定の背景」となっているんですけど、どうでしょうかね。伊予市の第1次計画でも「計画策定の背景」になっていますね。

事務局：持ち帰って修正することは可能ですので、検討させていただきます。

議長：前回の「計画策定の背景」となっているようです。また、検討してください。

事務局：はい。わかりました。

議長：ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長：4ページの(5)伊予市民及び市内事業所の意識という項目なんですけど、ここではその項目名に照らし合わせると、こういうアンケートを実施しましたよということを書いてあるんですけれども、伊予市民の意識としてこういう傾向が見られるとの文章もある

のですが、この場合はどうでしょう。この項目名はこのままでいいでしょうか。

事務局：言われるとおりでと思います。前回、第1次計画のときに、ここでアンケート結果からこういうことが読み取れるということを記載してあったと思うんです。それで、今回その記載がありませんので、また持ち帰って。

議長：後ろの方の一つ一つの中には、アンケート結果からこのようなことが見られるとか、入ってはいるんですけどね。

事務局：そうですね。

議長：項目として出したときに、全体的な意識がここではちょっとわからない。アンケートしましたよ、というだけで。そこをちょっと検討してみてください。

事務局：わかりました。

議長：いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」との声あり〕

事務局：事務局からなんですけど、今回欠席されている委員さんから事前にこの計画素案についてのご意見をいただきました。この項目についてご紹介します。2の計画の背景ですが、伊予市の取り組みにおいて、第1次計画での取り組みの結果の記載があれば、第2次計画の策定の背景につながるのではないかという意見がございました。それで、第1回のこの審議会で、第1次計画の取り組みの実施状況一覧を表にしてお配りいたしました。そこで、赤字で取り組みが十分でない部分をお示しいたしました。第2次計画の背景につながるとご指摘があったんですけども、それは個々の施策の方向は、来年度策定する予定でございます。実施計画で、また、その細かい取組の検証をじっくりとできればと考えております。

議長：事務局のお考えを聞かせていただきました。それでよろしいですね。

〔「異議なし」との声あり〕

議長：では、次へ進みたいと思います。今、6ページまで終わりましたので、今度は7ページから、基本理念と計画の体系をお願いします。事務局、お願いします。

事務局：まず、1、基本理念では、今計画が第1次計画策定から今日までの社会的・経済的動向、日本や県の動向を踏まえ、総合計画の基本理念や市民アンケートの結果に基づいたものであること、その上で性別にかかわらず、さまざまな立場の人が人として尊重される社会づくりを目指す計画であることを記載しています。

次のページの2、計画の体系では、今計画の基本理念から重点目標までを体系化して示しています。

なお、市民アンケートの結果や前回までの皆様のご意見を踏まえ、名称を変更した重

点項目があります。基本目標1の男女の人権の尊重の重点目標1、「男女間の暴力や嫌がらせの根絶」と、重点目標3、「男女の生涯にわたる健康支援」です。重点目標1は、もともと女性に対する暴力の根絶としておりましたが、市民アンケートの結果から、暴力や嫌がらせについて、女性のみならず、男性も被害者であることがわかりましたので、「女性」を「男女」と変更し、暴力に加え、嫌がらせも表記しています。重点目標3は、もともと「生涯を通じた女性の健康支援」としていましたが、女性のみならず、男性もライフステージに合わせた健康支援が必要であるため、「女性」を「男女」と変更しております。

議長：ありがとうございます。7ページ、8ページですが、いかがでしょうか。ご意見ございませんか。

委員：貧困、高齢、障がい等による困難を抱えた女性、ここは女性に限ったことですかね。

事務局：ここは「女性等」となっておりまして、「等」ということで男性も含めるという形になっております。

委員：酒井さんが言われたことなんですけれど、やっぱり「男女の人権の尊重」で「男女の暴力」、「メディアにおける男女の人権」、「男女の生涯にわたる健康支援」ということで、やっぱりここは「貧困、高齢、障がい等により困難を抱える男女の支援」じゃないかと私は思うんですけど。

事務局：そうですね。この上記3つの流れからいきますと、確かに「男女」の方がすっきりすると思います。しかし、15ページにありますその現状を見ていただきますと、特に女性であることでさらに困難な状況に置かれている方について説明しております。それで、ここはちょっと女性を強調させていただいております。

議長：たぶん、これは事務局の方で、あえて男女にしなかったのかなと思ったんですけど。そういうふうになると、「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた男女への支援」、困難を抱えた人たちへの支援というふうにしたらやわらかいかなと思ったんですけど、どうでしょう。

委員：男女間ではこれがあるんだけど、そこはもう人というひとくくりでいいと思うんです。

議長：ですよね。ということで、今ご意見いただいたんです。皆さん、今のわかりました？ 委員さんが言われたの。

委員：一番上の「男女間」では、男性から女性、女性から男性というこの男女間という間柄を表している言葉で、そこから貧困であり高齢であり障がい等により困難を抱えた人という大きなくくりなので、議長がおっしゃられたように大きく人と言えば、伊予市内ということで市民というふうな形でいいのかなというふうな気もするんですけど、ここで男女というのはちょっと私も違和感を抱いているところはあります。

議 長：男女とここへ入れると、ちょっと何か違和感があるような気がします。ご賛同いただいたので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

議 長：そのほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

議 長：スペースの関係もあるんですけど、計画の体系ということでこの文を見たときに、一応全部の意味がわかる。基本理念があり、目標があり、重点目標がありというふうなのがわかる。それを考えたら、施策の方向もここへ入れていけば、もう一目瞭然、1枚で見えるような気がするんですけどいかがでしょう。

事務局：そうですね。確かに、これを見たときにそういう意味で施策の方向も入れてあったほうがわかりやすいですね。持ち帰って検討させていただきます。

議 長：では、その2ページよろしいでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

議 長：それでは、次の基本目標と重点目標へ移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：それでは、9ページをごらんください。基本目標1について、まず説明いたします。

基本目標1の重点目標1について、市民アンケートの結果から、暴力や嫌がらせにおける専門の相談機関が市民に余り知られていない、または相談機関に行きにくいといった要因があるという現状を上げています。その上で、前回ご意見いただきましたように、DV防止のための啓発強化や暴力や嫌がらせに対する相談体制の充実などを施策の方向として上げています。

次に、重点目標2について、12ページをごらんください。こちらには、メディアにおける女性の人権侵害防止のために、情報活用能力（メディアリテラシー）の向上支援や、前回ご意見がありましたように公的広報などにおける男女共同参画の視点に立った表現の推進を施策の方向として上げています。

次に、重点目標3について、13ページをごらんください。前回、参考資料としてお見せいたしました妊婦一般健診の受診率なのですが、それぞれの内訳の数値というのがちょっと曖昧であったため、健康増進課で実施している特定健康診査や各種がん検診の年度ごとの受診率を載せました。この数値の低さから、市民の受診率向上に向けて取り組む必要があることがわかります。前回ご意見がありましたように、体のみならず心の健康管理を行うことができるような支援や、特に女性特有の病気について、施策の周知や検診を受ける啓発充実が必要だと考えます。

最後に、重点目標4について、15ページをごらんください。生活上の困難に陥りやすい女性の例として、こちらではひとり親家庭を上げています。このひとり親家庭の表における各世帯についてですが、母子世帯、父子世帯とは、現に20歳未満の児童を擁している配偶者、これは婚姻の届け出をしていないんですが事実上婚姻関係にあるものを含みます。このない女性、または男性とその児童の世帯、この世帯というのは、ほかに親族が同居している場合も含みます、のことです。寡婦世帯といいますのは、現に配偶者のない女性であり、かつて児童を扶養したことがある者、これはほかに親族が同居している場合も含みます、のことです。この家庭における施策の方向として、前回意見がありましたように、あらゆる困難を抱えた女性等の現状についての関係機関との連携や、そのような女性などが社会に参画できるような支援の充実を上げています。

議長：基本目標1についての説明がありました、いかがでしょうか。

委員：この項目ということだけではないですが、グラフのことで少し気になったことをお伝えしたいと思うんですが、まず9ページの表でしたら、人数と上にタイトルがあるからわかるのかもしれないんですけども、ほかのパーセントなどで表しているものには全て単位があるわけなんです、この人で表しているものはどれも単位がなかったように記憶しています。

2点目は、複数回答のある設問もあったと思うのですが、それについては、このグラフのどこかにはこれが複数回答であったということが明記されないとだめではないかというふうに思います。

事務局：ご指摘ありがとうございます。

議長：ほかにございませんか。

委員：14ページになりますけど、施策の方向として3番目に上げてくださった「不妊に関する相談等の充実」とありますが、これはどのように考えたらいいんでしょうか。不妊治療のことでしょうか。

事務局：そういう不妊治療に関することや不妊で悩んでいらっしゃる方の相談窓口としての充実といったことを予定しております。

委員：実際に、不妊でちょっと治療している人を知っているんですけど、かかる費用とか幾らかの援助みたいなのができるんでしょうか。

事務局：不妊についてなのですが、県の事業で不妊治療について事業をやっているんですけども、それに対して市は一部助成をしております。

委員：助成だけですか。

事務局：そうですね。今のところは。確認してみたんですけども、助成についてだけですね。

委員：県の方に行かないといけないと。市では扱っていないと？

事務局：市では扱っていないということです。

委員：わかりました。

委員：11ページなんですが、課題のところ、点の2番目、「相談窓口の一層の周知と、被害者が安心して相談機関等に届けられるような環境整備」ということで「届けられる」という表現をされておるんですけども、これも単刀直入に、もう相談できる環境整備が必要ですよという表現のほうがわかりやすいのではないかと思います。

あと次、12ページなんですが、「メディアにおける人権の尊重」ということで、現状がずっと書いてあります。「女性や男性等の」ということで「男性等」とついているんですけども、この場合、「男性等」というのは何を指すのかなと感じたんです。というのが、ここに書かれているのは全て女性に関するメディアに対することが書かれていますので、もうここは女性の人権尊重のためということにしてもいいのかなと感じました。

あと、14ページなんですけれども、課題ということで2番目の点、「男女の、特に女性特有の病気について、より周知とその検診について」となっているんですけども、これは「より」と「周知」の間には何か、「より一層の」とかそういう文字が入るのではないかなと思うんです。より一層の周知と検診についての啓発を充実させる必要があるとか、そういった表現でもいいのかなと思いました。

15ページなんですけれども、現状というところで、「非正規雇用労働者やひとり親、高齢単身女性には、生活上の困難に陥りやすい」と続くんですけども、その後、「女性が長期的な展望に立って働けるようにすることが必要」となっておりますので、この場合でいくと、非正規雇用の労働者とひとり親、高齢単身女性の長期的な展望に立って働けるようにすることが必要となってきてしまうので、この場合、高齢単身女性は別の支援が必要なんではないかなと思うので、その高齢単身女性の部分は別のところへ切り離して、別の支援策を入れた方がいいのではないかなと思いました。

議長：いくつものことを言っていたので、なかなか整理がつきにくいですが、11ページの上から3行目、「相談機関等に届けられるよう」というのを、直に相談できるようなということだったんですね。

委員：そうですね。

議長：被害者が安心して相談できるという、そういうふうになるんでしょうか。相談機関等は今もう必要なくて、相談できるような環境整備が必要ですよということよろしいんですか。

委員：「届けられる」となっているから、ちょっと何を届けるの？となる。実際、もう相談ですから、あえて「届けられる」とかそういう回りくどい表現ではなくて、もう相談

できる環境整備が必要なんではないかという。

議長：ということです。

委員：相談するという場合に、何か届け出の用紙を書かないと相談ができないんですか。

議長：電話相談とかいろいろなのがあから、多分それは必要はないと思うのですが、直にそこへ行って相談を受けてもらうとか電話で相談するという形ですね。

委員：多分、先生が来られた場合は、病院と一緒に診断書みたいなものが要ると思うんですよ。だから、先生にわかってもらうための状況とか届けの用紙を書いて、そういう判断をされるのとは違うのですか。

事務局：窓口としましては、私どもの子育て支援課、伊予市、あと愛媛県婦人相談所、愛媛県男女共同参画センター、県警察本部の総合相談室とか伊予警察署が載っているんですけども、これらは別にそういった届け出、紙とかそういうものは必要ありません。電話でも大丈夫ですし、直接行かれてもいいですし、あえて届けるという表現は必要ないのかなという気がしました。

議長：真ん中のグラフの上、3行目の一番後ろ、「女性や男性等」の、ここは女性を強調しているので男性は要らないということでしたか。

委員：はい。

議長：事務局として一つ例に出せば、何か広報なんかにお料理しているのがいつもエプロンをかけた女性で、ゴルフをしているのはいつも男性とかというような書き方はやめましょうということで男性と女性が出てきているのでしょうか。

事務局：そういうことですね。この重点目標に書かれてあるのは「メディアにおける人権の尊重」なので、あえて男女、それは書いていないですけども、それも含めていますので、ちょっと女性や男性についてもここで記載しようと思いました。

議長：割と女性の性的側面が強調されているので、委員さんはそのように捉えられたんじゃないかと思います。

委員：そうすると、「女性等」でもいいんじゃないですかね、「女性等」で。「男性等」というのは、女性、男性以外に何か中間的な方というふうに考えているのかな。「女性等の人権尊重のため」でいいんじゃないかという気がします。

議長：でしたら、もう「男女の人権尊重のため」にしたらどうですか。いかがでしょう。

委員：いいですね。人権尊重のためにだけでもいいです。

事務局：補足をさせていただいてよろしいですか。重点目標4のところちょっと書き忘れていた部分があって、それにこの重点目標2にも入れていいんじゃないかと感じているんですが、女性だけではなく、LGBT、性同一性障害の方も対象に含まれるんじゃないかと思っております。ですので、女性等にはそういったところも含めてあります。「男女の」という表現は少しちょっとおかしいのではないかと。

委員：女性や男性へ向けて「人権尊重のため」でいいんじゃないですか。

事務局：それでしたら問題はないかと思います。

議長：今、言われた件について、人権教育課、県にちょっと問い合わせしてみたんですが、今言われる性同一性障害、性的マイノリティの方の扱いを、と聞いたんですけど、やっぱり今のところは、男性、女性、もう一つはつくってないと。男性と女性にしかしてないって聞いたんですよ。そこをどういうふうに捉えるかですよ。

事務局：そうですね。恐らく、個人個人が私は男性である、女性であるというふうに決められているかと思います。それで男女という形で成り立つんであると思うのですが。先ほどご意見、ちょっと前にいただきました「市民の」という言葉もございましたので、いわゆる「市民の人権尊重のため」という形にしておけばそこはもう皆さん含まれるという形になりますので、そのように修正をさせていただいたらと思います。

委員：「市民の」だと、その後、「より多くの市民が」って「市民」が続くんですよ。それだったら、男女とか。

委員：体が男性でも心は女性、それで体は女性でも心は男性なんで、「等」を入れるからだめなのではないかと。

議長：「等」を入れると、さっき言ったように何かすごくそこを意識して強調したような形になると。

委員：単純に「男女」にしとったほうが。

議長：この前ちょっとアンケートをとるときの性別を、男性と女性とその他も入れておって、その他をどうするかということで、私も県とか他市に聞いてみたんです。そうしたら、今のところは男性、女性、2つしかしていないと言われたんですよ。

事務局：では、この部分は「男女」という形に修正しておきます。

議長：そして、14ページ、「より一層の周知と」というようにそこへ入れるということ。それと、15ページの高齢単身女性、ありましたね。そこでよろしいでしょうか。

事務局：はい。

議長：高齢単身女性を別に取り出すという話が出ていたように思いますが、どうぞ。

事務局：おっしゃるように、高齢者の単身の方はいつまでもお仕事の方もお願いするというわけにもなかなかいけないかと思います。ですので、高齢者単身女性の方、切り離しまして、例えば町や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を進める、地域福祉、そのような地域で支えられるような体制づくりに努めますとか、書き込みを別ですというところでいかがでしょう。

委員：今のところなんですけど、就労云々ではなくて、そのタイトル、「女性等への支援」というのが先ほど話の中で変わったと思うんです。ということになると、例えば1行目から2行目に続くところで、「生活上の困難に陥りやすい女性への対応」という女性

のみになってしまったり「女性が長期的な展望に立って働ける」という、このあたりが変わったことによって表現が微妙に私は感じるのです、合っていないような。その辺はちょっと文章を吟味しないとイケないのかなという気がしています。

議長：文章の吟味ということなのですが。これは、次の会で最終の確認があるんですよね。

事務局：はい。そうです。

議長：ここ、どうでしょう。事務局へ文章の吟味、お任せするという形でよろしいですか。それとも、ここでしますか。

事務局：先ほど、タイトルのところで、いわゆる「女性等」の「等」のところの対象がどういう方までが含まれるのかということで、ひとり親ということで男性の方、高齢者単身女性、女性に限定しているんですけども、高齢者の単身の男性の方も同じようにこういう生活困難者がいるといったときに、男性も女性も同じように支援をしていかなければならないというところでの字句整理、これを議長のほうからご指摘があったと思います。全体的に、「女性等」というところで全ての人、市民を対象ということですので、その中での字句調整をできれば一旦持ち帰って、お示ししたいなと思いますけれども、高齢者、それから性同一性障害のことも触れられてなかったりしますので、その文章も入れようかなと考えております。また、次回、この審議会でお示しできればと思います。

議長：事務局へ、じゃあ吟味お願いしますということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

議長：ほかにございませんか。

委員：これは、私がグラフがわからないということなんですけど、15ページの今のページなんですけど、下に項目、母子云々というふうにあった中で、右から2つ目と右から4つ目で、母子、青いマークが棒が伸びているんですけど、パーセントはゼロパーセントなんです。これは、だから四捨五入したらゼロになってしまったんだけど実際はということなのか、どのように思ったらいいのかなというのがわからなかったんです。

事務局：こちらですが、おっしゃったとおり四捨五入しての値ですので、また持ち帰りまして、修正させていただきます。すみません。

議長：そうですね。委員さんが言われたとおり、これ、四捨五入したらゼロになる、本当はゼロではないのに、値としてゼロになるということだと思うので、おっしゃられるとおりグラフに棒が伸びているのに、何でゼロということにはなるかもしれませんが。

事務局：小数点で表記いたします。

委員：12ページの「施策の方針」の情報活用、メディア・リテラシーという言葉はいいんですが、情報活用能力、メディア・リテラシーというのは要るんですか。どこかにある

のかなと思ったんだけど。

それと、もう一つ。15ページの現状の8行目、「また、障がいがあることや日本で生活する外国人であること、同和問題等に加え」、同和問題で就職が困難とかという、その説明は皆わかるのかな。わかるのならいいと思うし結構ですけど、何もわからずに「同和問題等」と入れたら、同和問題だったら困難って思いませんか。わかる人はいいですよ。わからない人は、このような回答を見たらどのように思いますかね。問題提起にはなっているかもしれませんが、「貧困、高齢、障がい」といって、その上「同和問題等」と出てきたら。わかっている人はいいですよ。

事務局：そうですね。おっしゃっていただいたとおり。

議長：その文章表現、吟味のときに今の件もしっかり吟味していただくということで。

事務局：そうですね。また、持ち帰らせていただいて、この文章について吟味させていただきます。

議長：私からなんですが、14ページの課題の3行目、文頭が「男女の」で「特に女性特有の病気について」ってあるんですけど、「男女の、特に女性特有の病気について」、やっぱりそうなるんですかね。男女の病気、特に女性特有の病気ということですよ。

事務局：「男女の、特に」までは取ってもいいと思います。

議長：何かそこ、ちょっとずれているような気がして。そこも、次回までに吟味をしてください。

事務局：はい。わかりました。

委員：12ページの「施策の方針」になっていますが、ここは「方向」じゃないですかね。ほかは全部「方向」になっている。

事務局：そうですね。はい。申しわけございません。「方向」です。

議長：じゃあ、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

議長：では、その次の基本目標2のほうへ行きたいと思います。

事務局：それでは、基本目標2の重点目標1について、17ページをごらんください。市民アンケート結果や前回の意見から、実社会において、より一層男女共同参画の視点に立った意識改革を行うことが必要であることがわかります。それを踏まえて、さまざまな機会を利用した広報啓発活動の推進や男女共同参画に関する学習機会の提供を、施策の方向として上げています。

19ページをごらんください。重点目標2について、市民アンケート結果では、学校教育の場では平等になっているという回答が半数以上であることを踏まえ、男女共同参画教育の推進を、学校はもちろんですが、家庭や地域の教育でも行うことを、施策の

方向として上げています。

議長：17ページから20ページですが、いかがでしょうか。

委員：これは私の勝手な思い込みなんでしょうけれども、17ページの下から2行目のところですが、括弧の中で、「男だから、女だからという意識に過度にこだわる」、過度という言葉が要るのかな。こういう意識にこだわっている社会がということで、もう過度は要らないような気が私としては感じるんですが、そのあたりどうでしょうか。

事務局：そうですね。過度は確かに不要な気がします。

議長：無意識にこだわるということで、もう十分にできていますよね。そのほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

議長：それでは、次へ行きます。また、ありましたら最後にまとめてご発言ください。では、その次、基本目標3ですね。

事務局：基本目標3の重点目標1について、21ページをごらんください。市民アンケート結果及び前回の意見から、議会や政治の場では女性が活躍しづらいという意識が市民にある一方、以前より女性が積極的に取り組める時代になってきており、市民の中でも、今は困難であっても、いつか役職についてみてもよいと思っている女性が潜在的に多くいると読み取れます。それを踏まえて、地域・職場の方針決定過程に加え、役職や公職、審議会等への女性の参画の促進を、施策の方向として上げています。

重点目標2について、23ページをごらんください。市民アンケート結果から、女性職員の能力開発（エンパワーメント）の機会の不足が女性登用の支障となっているようです。それを踏まえて、女性の学習活動等の支援や女性リーダーの育成、交流・ネットワーク化への支援を、施策の方向として上げています。

続いて、重点目標3について、25ページをごらんください。市民アンケートでは、男女双方のみならず、妊産婦や高齢者、障がい者、子供にも配慮した防災・災害復興対策の取り組みを行うべきという意見が多くありました。また、活力と魅力のある地域社会を形成するためには、男女の視点を生かした地域づくりが不可欠です。そのため、その地域づくりに女性が一層かかわっていくことが必要となります。

それを踏まえて、防災・減災対策における平常時からの男女共同参画の推進や地域づくり等の分野における男女共同参画の推進等を、施策の方向として上げています。

議長：重点目標が3つあったんですが、基本目標3の意思決定の場への女性の参画拡大ということはいかがでしょう。これは多分、グラフの書き方、先ほどと同じで、22ページもそろえてくださいね。

委員：1つ教えていただきたいことが。24ページの「交流・ネットワーク化への支援」とい

うのは一体どういうことをしていこうとされているのかなというのが、十分に見えなかったもので、一体何だろうかなと疑問に思っていました。

事務局：この課題の「各地の女性グループ等の活動を支援する必要がある」というその各地の女性グループ間でのネットワーク化を支援していきましょう、という意味です。

議長：でも、これ大事なことなんですよ。今、言われるのがこのネットワーク化と言われる。

事務局：わかりやすい、かみ砕いた表現に変えたいと思います。それと、積極的改善措置、ポジティブアクションですとか、行政の一番悪い癖なんですけれども、レガシーですとか最近横文字を使うのが大変好きでして、これにつきましても、このページの一番最下段に注釈をつけたいと思います。

議長：私、最後をお願いしようと思っていたんですけど、用語の解説をそのページの一番最下段に入れるのか、何かどこかにまとめて入れるのか、ちょっと入れてほしいですね。そのほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

議長：計画の体系のところですれば良かったのかもわかりませんが、この防災の件について欠席者から出ていますか。

事務局：はい。ご意見いただいております。重点目標3についてなんですけど、これは内容的に基本目標の4ではないかと意見をいただきました。この基本目標の3なんですけど、これは、活動の場におけるさまざまな意思決定、何をするかを決める場で女性の意思を反映させるという内容のくくりなんです。なので、3でいいかなと思います。

委員：重点目標の防災・減災のところ、この現状の上から2番目なんですけれども、「男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じた」ということを書いているんですけども、配慮はされていたので、ここの部分、ちょっと否定的な言葉じゃない言葉にしていただけたらと思います。

事務局：わかりました。ご意見ありがとうございます。また、ここの文言について修正させていただきます。

議長：そうですね。配慮が不十分なんですよ。されていないとはいき切れないんですけども、されてない。

委員：「配慮されない」というのがちょっとひっかかって、それぞれ頑張っているいろいろ配慮しているはずなんですけど、不平不満が出てきているのは確かなんです。そのところの部分。

議長：ないと言いき切らんじゃなくて、配慮は不十分だったなど、ちょっとやわらかい言葉にされますかね。

事務局：そうですね。

議長：確かに、全くされていないわけではない、神戸、阪神・淡路大震災の教訓があつて確かにされているんだけど、まだまだその場への女性の参画が少ないために、女性から見るとまだまだ不十分とか、いろんな面が問題として指摘されていましたね。ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。基本目標3についてはよろしいでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

議長：それでは、基本目標4のほうへ。お願いします。

事務局：基本目標4の重点目標1について、27ページをごらんください。市民アンケートでは、ワーク・ライフ・バランス推進のために何も取り組んでいないという回答が多く、家庭での役割分担について、家事やPTA活動、子育て、介護における役割は、主に女性という回答が多くありました。それを踏まえて、仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進による働き方の見直し、男女がともに参画する地域づくりを、施策の方向として上げています。

重点目標2について、29ページをごらんください。市民アンケートでは、特に育児支援に対するサービスが不足しているという回答が、市民も事業所も多くありました。本市で、待機児童が現在生じている現状や出産や育児を理由として離職せざるを得ない女性も多いことを踏まえて、育児を支援する環境の整備や再就職希望者に対する支援等を、施策の方向として上げています。

重点目標3について、30ページをごらんください。市民アンケートでは、介護は主に女性が担っているという回答や、介護の支援に対する公的サービスが不十分であると回答する事業所が多くありました。他方で、高齢者、特に男性より多い女性の高齢者において、その高齢期を豊かで安心できるものにすることは重要です。それらを踏まえて、高齢者や障がい者の社会参画の促進と、そのような方々を支える地域ケアシステムの構築を、施策の方向として上げています。

議長：基本目標4について、何かご意見ありませんか。

委員：29ページなんですけれども、現状のところの2段落目、「市民アンケートによると」の次、「家事・育児の支援に対する公的サービスが不十分である」という結果なんだと思うんですが、グラフを見ると、それに加えて「介護」という言葉が入っていると思うんですが、この介護については十分だという回答だととれたのか。または、何かの理由で除いたとか、いや、たまたま入れ忘れているのかわからないんですけれども、こういう設問であるならば、この3つに対して不十分だという回答であろうかと私は理解するんですが。

事務局：そうですね。ここの書き方なんですけど、この重点目標2が「安心して子どもを育てられる環境整備」となっておりますので、家事・育児についてのみ記載をしております。ただ、この数には介護等についても含まれておりますので。この数字については、家事・育児だけと限らないのでちょっと語弊があるかなとは思っています。「介護」という言葉はちょっと入れないようにしようかなと考えております。

議長：重点目標が「安心して子どもを育てられる」なので、介護を入れなかったと。

委員：ですよね。よくわかるんですが、設問との整合性が取れないということだっただけなんですよ。

委員：その28ページの課題の、「特に、男性が家庭等」、「家庭等」でいいんですかね。積極的に参加する。家庭に参加するんですか。

事務局：そうですね。家事や家庭で洗濯とか掃除とか、そのようなところに参画するという意味で記載しております。

委員：じゃあ、家事も全部含めた家庭ですね。

事務局：そうですね。

議長：言われる意味はわかります。どうでしょう。

委員：「家庭での役割分担に積極的に参加する」にした方がいいんじゃないですか。家庭に参加するんじゃない。

事務局：先ほどの補足なんですけど、家庭生活と地域も含めて「等」ということで記載しております。すみません。ちょっと抜けておりました。

議長：ここへ1つ「生活」が入ったほうが、家庭生活と地域も含めるにしても、家庭生活、地域生活と言いますよね。ワーク・ライフ・バランスのときなどもね。よろしいでしょうか。

さっきの委員さんのグラフとの整合性ということで、グラフでは「家事・育児・介護」と聞いているのに、ここでは「介護」を入れないその意味はわかるんですけど、どうでしょうかね。それが入ったら子育てにはならないのでしょうか。「介護」が入ったら。「安心して子どもを育てられる環境整備」に介護が入っていたら、ならないですか。

委員：ここで中心になっているのが、こういったさまざまな要因によって離職せざるを得ない女性が多いというところに焦点が当たっておりますので、確かに介護にも何らかの支援をすることによって育児、「安心して子どもを育てられる環境整備」というのにつながる可能性もありますので、入れたほうがいいんじゃないでしょうか。

事務局：そうですね。子育て、それから介護を担っている方もいらっしゃいますので、そこは家事・育児に「介護」も含めることとします。

委員：現状のところ、待機児童の問題が書かれていると思うんですけども、これ、どう

なんですかね。これはもう、このアンケート時点で捉えて待機児童がいるということでそのまま理解したほうがいいのか、それとも、恐らくこの計画が出るのってまだしばらく先ですよ。そうなってくると、今現在の市内の新しい施設が民間ですができるんです。そうなってくると、恐らく待機児童が発生しないんです。なので、あまり、待機児童、待機児童については、10年間ずっと続けるのであれば、待っていただいて、見直しをしていただけたらと思います。お願いなんです。

議長：一昨日、県の男女共同参画審議会があったんですけど、そこでもこの待機児童の問題が話題になって、やっぱり伊予市の数も出ていました。そこでも、実態として、どこが何人とありましたが、いずれ解消されるんですね。近いうちに。

委員：そうですね。今現在、平成27年4月が24人で、10月で3人になったんですけど、平成28年4月はゼロで、また10月になって6人ほどいるんですけども、これも来年4月には解消されます。今後は子どもさんがどうしても減ってきていますので、待機児童等は今後発生しない予想です。

議長：すぐに修正しないといけなくなるかもしれないということですね。

委員：29ページの課題のところ、一番最後の「次世代育成支援対策推進法」という言葉を初めて聞いたんですけど、どのようなことか説明していただけたら。

議長：この計画、最終的には後ろに参考資料として、基本法とかDV防止法とか女性活躍推進法、そのようなものを入れるんでしょう。入れないんですか。

事務局：参考資料として、この計画にかかわっている法律を載せる予定です。

議長：でも、何もかも全部法律を載せるといったら相当なページ数になりますよね。今、質問があったんですけど、どうでしょう。その法律についてここで説明できますか。

事務局：ちょうど来る前、少し目を通しましたので。この法律自体は、急速な少子化の進行、あと家庭、地域を取り巻く環境の変化に対応するために、国とか県とか市町村がそれぞれの役割を明確にして、あと次世代育成支援に関する行動計画を策定するということになっております。伊予市ですと、平成27年3月に策定したんですけども、伊予市子ども・子育て支援事業計画という計画がありまして、それが、この次世代育成の趣旨を反映している計画となっております。

議長：法律の中身までというのは、多分皆さんわかっていないし、知らないとは思いますが。

委員：せめて、課題と施策の方向等が出てくる法律用語ぐらいは、何か注釈をつけてもらったらありがたいですね。

事務局：そうですね。つけるようにします。

議長：私からよろしいでしょうか。男女がともに参画する家庭、地域づくりのワーク・ライフ・バランスとはいうところ、このワーク・ライフ・バランスの説明、ちょっとこ

ここに注釈をつけてほしいなというのが一つあります。これは今じゃなくて、後で検討してみてください。それと、29ページ、「安心して子どもを育てられる環境整備」の施策の方向のところの3つ目、「ひとり親家庭等の生活安定の確保」。確保というたら支援はするんですか。確保に向けて何かをするということでしょうか。施策だから市がするんですかね。確保と言い切ってしまうといいかどうか。

事務局：そうですね。この記述ですと、市がするということになりますね。

議長：支援ぐらいの方がね。

事務局：「ひとり親等の生活安定の支援」と直したいと思います。

議長：それと、30ページの施策の方向ですが、「高齢者や障がい者の社会参画の促進」となっているところへ「等」を、上の重点目標も「等」なので「等」をつけたらどうかと思うんです。「高齢者や障がい者等の社会参画の促進」、「高齢者や障がい者等を支える地域ケアシステムの構築」とした方が、広く捉えられるかと思います。

事務局：はい。そのように修正させていただきます。

議長：では、次へ進んでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

議長：それでは、基本目標5をお願いします。

事務局：基本目標5の重点目標1、男女均等な雇用環境の整備についてですが、市民アンケートでは、男女雇用機会均等法について、内容を知っていると回答した市内事業所が多かった一方で、就労している市民においては、職員採用や賃金、昇進や昇格について、男性優遇の傾向があるという回答が多く見受けられました。さらに、棒グラフにあります積極的改善措置について、内容を余り知らないと回答する事業所が多くありました。また、職場のハラスメントを防止するために具体的に取り組んでいないと答えた事業所が、全体の44.7%を占めました。それを踏まえまして、施策の方向として、雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進、先ほど言いました積極的改善措置の導入促進、またハラスメント防止対策の推進を上げております。

重点目標2について、33ページをごらんください。市民アンケートでは、市内事業所において、退職した社員が再就職を希望した場合、事業所が再雇用できるような制度を就業規則などで規定し、社員に周知していると回答した事業所が少なかったという結果でした。それを踏まえて、企業等における女性活躍推進に向けた取り組みの促進や両立支援も含めた多彩な働き方への条件整備、男性の意識と職場風土の改革等を、施策の方向として上げています。

重点目標3について、34ページをごらんください。市民アンケートでは、家族経営協定を知らないと答えた人は約7割で、家族農業経営で活躍する女性が、よりやりがい

を持って働くことができるよう、この制度を市民に一層周知していく必要があります。前回の意見にありましたように、男女とも互いに対等なパートナーとして農林水産業や6次産業化に携わり、充実感を持って生活を送ることができる社会の形成が必要です。それらを踏まえて、方針決定の場等への女性の積極的登用の啓発や女性の経営参画の促進、女性が活動しやすい環境づくりを、施策の方向として上げています。

議長：最後の基本目標5についてですが、いかがでしょうか。

委員：家族経営協定のことで。ずっと私、農山漁村男女共同参画に関わってきましたが、今、農協の生活研究婦人部さんから漁協とか生活研究でいっぱい入れて96名以上、名簿に入っているんですけども、もう何年も前から立ち上がっているんですけども、それである意味漠然と入ってしまって、ちゃんと自分で理解してなくて申しわけないんですが。家族経営協定を毎年、10年ほど前から1件なり2件なり結んでいただくように私たちの会から推進していく方向で、それで農業の経営が安定して次の世代にも渡せるように、それから若い者に受け継がせるためにも、それからいろんな土地とかを見守っていくためにも、皆さんに理解していただき、夫婦間でも親子間でも、お互いに来年はもっとやっついこうとか、こうしていこうじゃないかとか、話し合いができる場を持って農業の経営を安定させようじゃないかという感じでやっております。それで、男女共同となっていますけど、今、男の人はおらず女性のみですけども、その中で仲間づくり、悩んだりといろいろあるので、そして、その中で生活研究さんはいろんなことを後に継いでいくために商品なども開発するなりして次に受け継ぐ。部会もなるべく頑張って、助け合っていこうじゃないかと。農家としても、少しでも大勢の方に知っていただけるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員：31ページの文書の一番最後、「回答事業所の44.7%」ということなのですが、「職場のハラスメントを防止するために具体的に取り組んでいない」という回答は、32ページのグラフの中の「特にない」という42で間違いないでしょうかね。

事務局：これは、42というのは実数です。

委員：いや、実数が42で、回収数が96でしたよね、最初、4ページに回収事業所が96というように、回収標本数96となっていると思うんです。ですよね。

事務局：はい、そうですね。

委員：じゃあ、その42が実数であるならば、42割る96でするんだらうと思って計算してみると、43.75という数字が出るんです。43%、43.8ぐらいなんですけど、どのように計算されたのかなと思ひまして。回収票は96で間違いないと思うんですけども、取り組んでいないというのが「特にない」というのがそれなのか僕はわからないので、数字が合っているか違っているかわからないんですけど、単純にやってみるとちょっと

数字が合わないなと思ったものですから。

事務局：無回答がありましたので。見たときにわかりづらいので、またきちんと計算してグラフを修正します。

議長：その他とか何かと一緒に含まれているかもわかりませんね。「特にない」だけじゃなくて、何かと一緒にしているのかもわかりませんね。

事務局：すみません。先ほどの件なんですけれども、現状に書かれてある表記の仕方がわかりにくく、それでわかりづらくなっているかなと思いますので、「特にない」というのが42件回答があった、もしくは、その半数近く回答があったように、現状の表記の仕方を考える必要があると思いますので、また持ち帰って考えさせていただきます。

委員：34ページ、重点目標3の農林水産業におけるところのデータなんですけど、農業の就業人口割合が平成27年で、漁業は平成25年になっていますけど、比べるのであれば27年の割合を出すべきじゃないかと思うんですけれども。

それと、農林水産業であるならば、林業のほうの就業人口割合もグラフとして出したらいいのではないかと思ったのと、現状のコメントに、農業経営者とありますが、ここを農業じゃなく、漁業、林業という言葉も入れるべきではないかと思いました。

事務局：このセンサス、この統計の調査につきましては、5年に1回でございまして、恐らくこの後、漁業センサスにつきましては2018年、年度が違ってきます関係で同じ年での比較がなかなかできないということもございます。

議長：最近の資料というのは、農業ではこれ、漁業のではこれしかないということですよ。

委員：林業はないんですか。

議長：市独自で調べているのはないということですね。市としても、統計上はもうこれが一番新しいものということになるんですね。

事務局：もし、市が独自で調べている数値がありましたら、それを使うようにします。

議長：もしあるようだったら、同じ年度のものをしたほうが皆さんにはわかりやすいかな。またそこを調べてみてください。

事務局：はい。わかりました。恐らく、このセンサスの時点からの自然動態、そういうのはつかんでいきたいと思いますので、ちょっと調べさせてください。

議長：お願いします。それともう一点、「農林水産業における男女共同参画の促進」とあるのですが、この現状は農業経営者が主になっているんだけど、農林水産業としたほうがいいんじゃないかということですよ。先ほど委員さんが言われたのは。

委員：はい。

事務局：そうですね。2段目までは家族経営協定について説明しておりますので、どうしても農業についてのみの内容となっております。また持ち帰って修正いたします。

農林水産業について、内容を記載したいと思います。

議 長：家族経営協定というのは、前にもちょっとお話ししたと思うんですけど、たぶん農業部門が一番よく進んでいて、協定を結んでいる数も農業部門が一番多いと思うんですよ。漁業とか林業のほうはもう本当に少なく、まだまだ数として出てくるのが非常に少ない。そういうことがあって、農業が浮き出ているのかなと思うんですけど、そういうのはあるんですよ。

事務局：はい。

議 長：またそれについても検討してください。

ということで、基本目標5まで一応全体を通したんですが、言い残したことなどありましたら、全体的に何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

議 長：私からよろしいでしょうか。この計画というのは、より実効性があるものにしていきたいと思うんですが、先ほど私うっかりしてしまして、先ほど聞いたら、今回の計画では施策の方向まで出して、その具体的な実施計画とかその事業の内容とかとは、来年度につくるんですね。

事務局：そういうことです。

議 長：今回の計画では施策の方向までなんですね。

事務局：はい。

議 長：わかりました。実効性のあるものにしていくためには、そこまでやっぱり出してほしいなと思ったので。では、来年の具体的実施計画をつくるときには、是非、具体的な施策とか、どういう事業内容でしていくのかとか、どういう部署が担当していくのか推進体制とも関係してくると思うんですけど、そういう点について、よろしく願います。

事務局：はい。

議 長：それと、数値目標等についても、実施計画のときに出てくるんですね。

事務局：はい。そうです。

議 長：今回の計画には、数値目標等はまだ明示しないということですね。

事務局：はい。

議 長：皆さん何かありませんか、全体的に。

委 員：この資料の中にある図形とか色なんですけど、この濃い色が出るのでしょうか。私、もうちょっと男女共同参画だしやわらかい色にしてほしいと思ったんですけど、色がちょっと私には強烈過ぎまして。

事務局：今はエクセルの表をそのまま使っていますので。ここは冊子の印刷の際に変更するこ

とが可能です。

議長：いかがでしょうか。時間もそろそろ来ているんですが、言い残したことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

議長：ありがとうございました。一応、審議についてはここで終わります。事務局へお返しします。

事務局：亀岡会長、議事運営ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたり御審議ありがとうございました。

それでは最後に、その他連絡事項を申し上げます。

～事務連絡～

事務局：以上をもちまして、審議会を閉会します。大変お疲れ様でした。